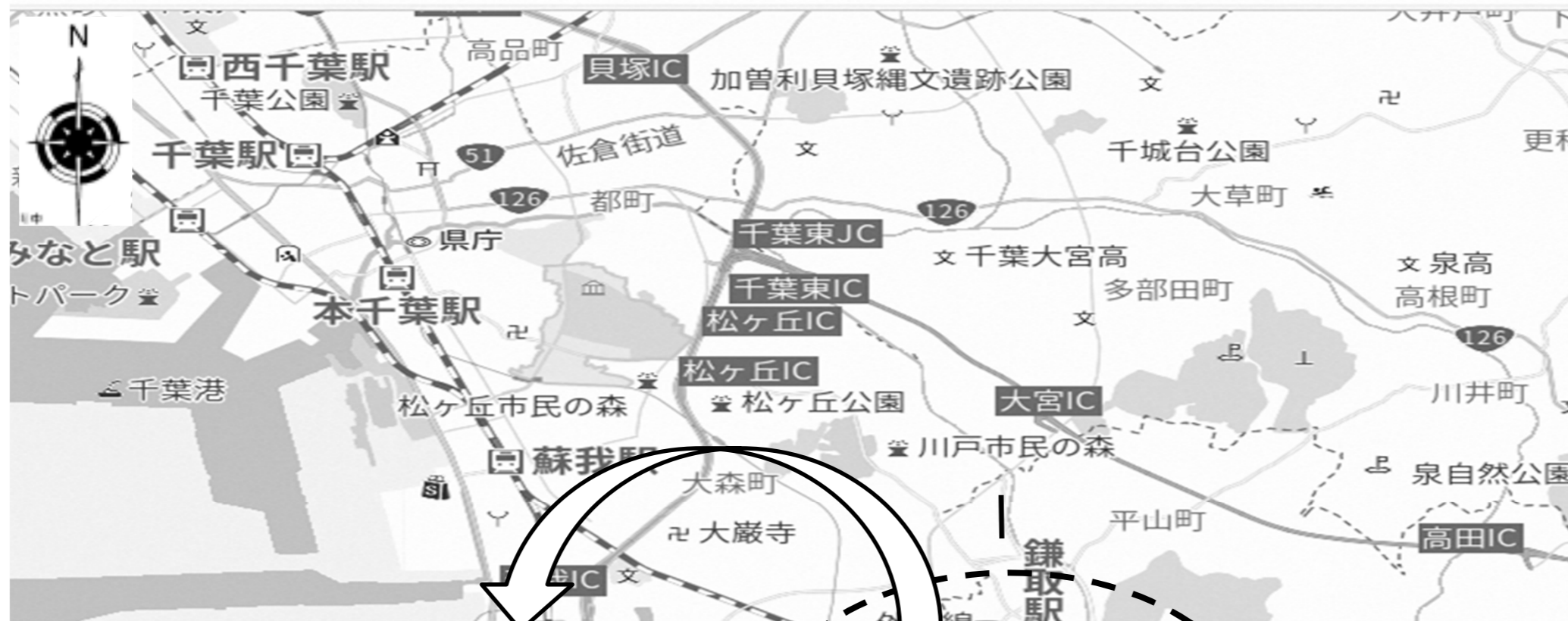


千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事

令和6年5月

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

# 位置図



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部			
地区名	千葉東南部地区	令和 6年度	
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか塙壁補修工事	工事番号	
図面名称	位置図	縮尺	-
		図面サイズ	A3
アセット活用部 品質管理課		令和 6年 5月	図面番号
部長	課長	照査	設計
設計			設計

## 数量総括表

工事区分 (LEVEL1)	工 種 (LEVEL2)	種 別 (LEVEL3)	細 別 (LEVEL4)	規格・寸法 (LEVEL5)	単位	数 量		摘 要
						当初		
道路								
	擁壁工							
		プレキャスト擁壁工 (L型擁壁)						
			施工箇所②	目地等補修	式	1		
			施工箇所③	目地等補修	式	1		
			施工箇所④	目地等補修	式	1		
		コンクリート ブロック積工						
			施工箇所①	目地等補修	式	1		
共通仮設								
	共通仮設費 (積上計上)							
		役務費						
			道路使用料		式	1		

工事区分 (LEVEL1)	工 種 (LEVEL2)	種 別 (LEVEL3)	細 別 (LEVEL4)	規格・寸法 (LEVEL5)	単位	数 量		摘 要
						当初		

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部									
地区名	千葉東南部地区				令和6年度				
工事 名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほ か擁壁補修工事				工事 番号				
図面 名称	数量総括表				縮尺	-			
					図面サイズ	A3			
アセット活用部 品質管理課			令和6年5月			図面 番号		2 8	
部長		課長		照査		設計			
設計							管理 技術者		設計

# 特記仕様書(1)

## 1 適用

本特記仕様書は、「千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

2 工事場所は、千葉県千葉市緑区おゆみ野二丁目、おゆみ野中央七丁目、おゆみ野中央九丁目及びおゆみ野南一丁目の各地内とし、詳細位置図、補修箇所図は、受注者決定後に受注者に交付する。

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和6年9月9日まで

4 工事内容 既設プレキャスト擁壁、既設ブロック積み擁壁の断面修復及びクラック補修。

施工箇所	補修区分	参考規模	工法
施工箇所①	クラック補修①	幅1.0cm×長さ140cm	Uカット+変成シリコンコーキング
施工箇所②	断面修復②	幅4.0cm×長さ143cm×奥行3.0cm	(左官工法) ケレン・防錆処理なし,ポリマーセメントモルタル
施工箇所③	断面修復③	幅3.0cm×長さ10cm×奥行1.5cm	(左官工法) ケレン・防錆処理有,ポリマーセメントモルタル
施工箇所④	クラック補修④	幅1.0cm×長さ187cm	Uカット+変成シリコンコーキング

## 5 特記事項

- ①本工事は本特記仕様書によるほか、「基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準 令和2年度版(都市再生機構)」を適用する。また各種法令を遵守すること。
- ②工事に先立ち、事前に工事安全対策、緊急連絡先等に係る計画書を提出すること。
- ③受注者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」を遵守するものとする。下請負等をさせる場合は、受注者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- ④発注者の指示のもと円滑に工事を実施すること。
- ⑤本工事箇所は、個人宅地内である為、着手可能な状態か監督員の確認を受けた後に着工すること。
- ⑥本工事箇所は、個人宅地内である為、施工に当たっては、居住者及び周辺近隣者に対する安全対策に十分配慮すること。
- ⑦工事に伴う騒音・振動・粉じん等についても、十分に配慮し行うこと。
- ⑧道路沿いで作業を行う施工箇所①、②、③については、交通誘導員を配置すること。  
当初設計では、合計2.6名を見込んでいる。現場条件の変更等これにより難しい場合は監督員と協議すること。
- ⑨道路敷地からの作業を計画する施工箇所①、②、③は、道路使用に係る申請書の作成及び手続きを行うこと。当初設計では次のとおり道路使用料を計上しているが、現場条件の変更等これにより難しい場合は監督員と協議すること。

- ・警察道路使用料:2,500円×3箇所=7,500円
- ・市道路占用料:650円/㎡・月×10㎡/箇所×3箇所=19,500円/月

- ⑩足元高さが2.0m未満のため、梯子、脚立等による施工を計画している。これは積算上の条件明示であり、工法等を指定するものではない。但し、現場条件の変更等これにより難しい場合は監督員と協議すること。
- ⑪変成シリコン系充填材は高耐候型一成分形変成シリコン系シーリング材、同プライマーはウレタン樹脂系溶剤型プライマーとすること。
- ⑫クラック補修に用いる変成シリコン充填材及び断面修復に用いるポリマーセメントモルタルの色は現地の色彩と調和するよう色合わせのうえ決定する。
- ⑬施工箇所③は工事着手について調整が整わなかった場合、変更減となる場合がある。

(参考)誘導員配置、道路使用、施工高さ

施工箇所	補修区分	誘導員の配置	道路使用	高所作業車	梯子脚立等	最高施工高(m)	足元高 施工高-1.6(m)
①	クラック補修①	要	要	---	---	1.0	0.0
②	断面修復②	要	要	---	---	1.5	0.0
③	断面修復③	要	要	---	---	1.0	0.0
④	クラック補修④	---	---	---	---	1.6	0.0

以上

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部							
地区名	千葉東南部地区			令和6年度			
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事			工事番号			
図面名称	特記仕様書(1)			縮尺	-		
アセット活用部 品質管理課				令和6年5月	図面番号	3/8	
部長	課長	照査	設計				
設計			管理技術者		照査技術者		設計

# 特記仕様書(2)

## 個人情報等の保護に関する特約条項

千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事(以下「本工事」という。)を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報(独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。)

二 発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報(個人情報等の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、本工事の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(管理体制等の報告)

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本工事が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の方法)

第6条 受注者は、本工事を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本工事の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う工事等について、他に下請けさせ(他に下請けさせる者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下同じ。)てはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に下請けさせる場合には、その下請けさせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき下請けさせた者が更に他に下請けさせる場合、その下請けさせた者が更に他に下請けさせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本工事終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本工事の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めるときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めるときは、本工事の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

以上

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部									
地区名	千葉東南部地区				令和6年度				
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事				工事番号				
図面名称	特記仕様書(2)				縮尺	-			
					図面サイズ	A3			
アセット活用部 品質管理課			令和6年5月			図面番号	4/8		
部長		課長		照査		設計			
設計					管理 注 明 書		図 面 注 明 書		設計

# 特記仕様書(3)

(別添)個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

## 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。  
※工事終了後についても同じ

## 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等(紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)及びデータは、次のとおり保管する。

### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

### (2) データ

- ① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は工事に必要最低限の者とする。
- ② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

## 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

### (2) 送付及び持出し等の手順

#### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

#### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること。

#### ③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

#### ④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

## 4 個人情報等の収集について

工事等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、工事に必要ない個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、工事を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

## 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、工事等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

## 7 個人情報等の返還等について

- ① 工事等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

## 8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策(のぞき見防止フィルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策(通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等)により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録(住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、工事に必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、工事に不要となり次第、消去する。

## 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

## 10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した工事を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**工事受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部									
地区名	千葉東南部地区				令和6年度				
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事				工事番号				
図面名称	特記仕様書(3)				縮尺	-			
					図面サイズ	A3			
アセット活用部 品質管理課			令和6年5月			図面番号	5/8		
部長		課長		照査		設計			
設計						管理技術者		管理技術者	設計

# 特記仕様書(4)

別紙様式1

令和 年 月 日

## 2 管理及び実施体制図

株式会社\*\*\*\*\*  
代表取締役 \*\*\*\*\* 印

(様式任意)

個人情報等に係る管理及び実施体制

工事名:千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名)  
担当者 (会社名・部署名・氏名)

※2 連絡先 (電話番号) 1:  
連絡先 (電話番号) 2:

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

### 1 取扱責任者及び取扱者

☐	部署☐	氏名☐	取扱う範囲等☐
	役職☐		
取扱責任者☐	〇〇部△△課☐ 課長☐	☐	☐
取扱者☐	〇〇部△△課☐ 係長☐	☐	***地区に係る~~~~☐
	〇〇部△△課☐ 主任☐	☐	***地区に係る~~~~☐
	〇〇部△△課☐ ☐	☐	***地区に係る~~~~☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部							
地区名	千葉東南部地区			令和6年度			
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事			工事番号	-		
図面名称	特記仕様書(4)			縮尺	-		
				図面サイズ	A3		
アセット活用部 品質管理課		令和6年5月		図面番号	6/8		
部長	課長	照査	設計				
設計							設計

# 特記仕様書(5)

別紙様式2

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構  
〇〇本部 〇〇部長 〇〇 〇〇 殿

株式会社\*\*\*\*\*  
代表取締役 \*\*\*\*\* 印

## 個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

工事名: 千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 〇〇 〇〇
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名)  
担 当 者 (会社名・部署名・氏名)

※2 連絡先 (電話番号) 1:  
連絡先 (電話番号) 2:

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確認内容	確認結果	備考
<b>1 管理及び実施体制</b>		
令和 年 月 日付で提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
<b>2 秘密の保持</b>		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
<b>3 安全確保の措置</b>		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
<b>《個人情報等の保管状況》</b>		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は工事に必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
<b>《個人情報等の送付及び持出し手順》</b>		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部							
地区名	千葉東南部地区			令和 6年度			
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事			工事番号	-		
図面名称	特記仕様書(5)			縮尺	-		
アセット活用部 品質管理課				令和 6年 5月	図面番号	7 / 8	
部長	課長	照査	設計				
設計							設計



# 特記仕様書(6)

確認内容	確認結果	備考
付している。		
FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ 初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
<b>4 収集の制限</b>		
個人情報等を収集するときは、工事を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
<b>《個人情報等の取得等手順》</b>		
① 工事に必要のない個人情報等は取得していない。		
② 工事に必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
<b>5 利用及び提供の禁止</b>		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
<b>6 複写又は複製の禁止</b>		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
<b>7 再委託の制限等</b>		
個人情報等を取扱う工事について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
<b>【再委託、再々委託等を行っている場合】</b>		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
<b>8 返還等</b>		

確認内容	確認結果	備考
① 工事に不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
<b>9 通信端末の使用</b>		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、工事に必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、工事に不要となり次第、消去している。		
<b>10 事故等の報告</b>		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
<b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
<b>12 その他報告事項</b> (任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	-

\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部					
地区名	千葉東南部地区		令和6年度		
工事名称	千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事		工事番号		
図面名称	特記仕様書(6)		縮尺	-	
			図面サイズ	A3	
アセット活用部 品質管理課		令和6年5月	図面番号	8 / 8	
部長	課長	照査	設計		
設計					設計